

議会改革調査特別委員会審査結果

☆ 開催日時 令和3年10月8日（金） 経済建設委員協議会終了後
☆ 会議室 正庁1・2

☆ 協議事項	結果
1 議決すべき事件について	左記のとおり
「桐生市議会の議決すべき事件を定める条例」に関する取扱いについて	
(案)の正副委員長の改正案が承認された。	
現行計画については、上位計画の中から議決事件に該当する計画について	
正副委員長案の「別表1」(案)が承認された。	
議決すべき事件に該当しない計画として、下位計画を基に正副委員長案の	
「別表2」(案)が承認された。	
「計画策定の流れ(3月制定の場合)」(案)については、「桐生市議会の	
議決すべき事件を定める条例」に関する取扱いについて」のチャートとして	
正副委員長案が参考資料として承認された。	
以上、承認をいただいた件について、議会運営委員会に提出する旨を説明	
し、承認された。	
2 議会基本条例の検証(C評価について)	左記のとおり
第15条第2項「議会は、電子採決導入について、調査・研究します。」に	
ついては、今後も引き続き調査・研究していくこととした。	
第23条「議会は、議会による事業仕分けその他の政策評価を研究します。」	
及び、第26条第3号「議会は、地域住民に関わりが深く、かつ、関心の高い	
事案については、必要に応じて当該地域において委員会の会議を開催します。」	
については、議会基本条例の見直しをする中で、条文の意味合いも含めて、	
今後も見直しを検討していくということで、承認された。	
3 委員間討議の方法について	左記のとおり
委員間討議の方法について、協議した結果、委員同士でしっかり議論がで	
きるような形の運営方法が取れる様、「議会基本条例運用にあたっての取り決	
め」と「シナリオ」について、次回以降、正副委員長の改正案を提示して	
協議することとした。	

4 議会モニター意見の検証について	左記のとおり
議会モニターからの意見・感想等への回答については、正副委員長案を配布し、委員には意見がある場合、10月13日までに議会事務局へ提出してもらったこととした。その後、ホームページに掲載することで承認された。	
5 その他	
なし	